

◇募集期間 4月15日(金)から5月16日(月)まで(5月16日(月)必着)

◇提出書類・提出場所

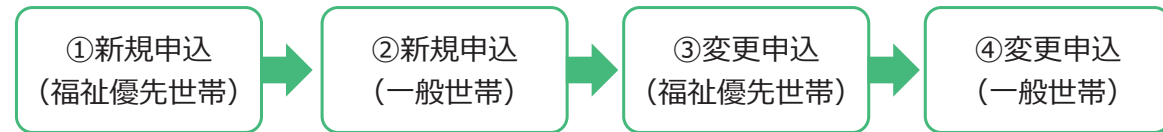
入居仮申込書とパンフレットは復興事業推進課の窓口でお渡ししておりますので、必ずよく読んでから申し込みください。

- ・提出先 復興事業推進課公営住宅整備係(郵送の提出も可能)
- ・提出種類

- 【新規申込み】(1)南三陸町災害公営住宅 志津川市街地平成28年度入居仮申込書 1部
 (2)り災証明書(コピー可) 1部
 (3)身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、介護保険被保険者証をお持ちの方は、そのコピー 1部
- 【変更申込み】(1)南三陸町災害公営住宅 志津川市街地平成28年度入居仮申込変更届 1部
 (2)身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、介護保険被保険者証をお持ちの方は、そのコピー 1部

◇決定方法

以下の順番をもって住戸を決定します。各段階で申込者が多数の場合は、抽選になる場合があります。



※「福祉優先世帯」とは

世帯員の中に、身体障害者手帳第1種、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを所持している方、車いすを常用している方、介護保険要介護認定3以上の方がいる世帯、または75歳以上の高齢者のみで構成される世帯(4月14日(木)時点)を指します。

◇入居仮申込に係る入居決定通知書発送時期 平成28年6月予定

問い合わせ 復興事業推進課公営住宅整備係 ☎46-1379

「住宅再建相談会」及び「住まいの復興給付金相談会」開催について

被災者の住宅再建に関する相談会を開催します。

なお、資金計画等の相談は、住宅金融支援機構への事前予約が必要となります。

◇相談の予約・申込 住宅金融支援機構コールセンター ☎0120-086-353

◇開催日等

日時・会場	相談機関	相談内容
5月22日(日) 10:00~16:00 役場2階大会議室	・住宅金融支援機構 ・七十七銀行 ・気仙沼信用金庫	資金計画(融資の案内等)
	・住まいの復興給付金事務局	住まいの復興給付金について(申請書の提出不可)
	・住宅再建支援係	公的助成制度について

問い合わせ 復興事業推進課住宅再建支援係 ☎46-1379
 住まいの復興給付金事務局コールセンター ☎0120-250-460

南三陸町災害公営住宅・志津川市街地

平成28年度 空き住戸の追加(新規・変更)募集について

災害公営住宅で整備を進めている地区のうち、以下の地区の空き住戸への入居仮申し込みを受け付けします。(各街区の中での部屋番号の決定は、おおむね入居5ヶ月前に実施する本申し込みで決定する予定です。)

◇地区・街区・部屋タイプ別募集住戸数

入居人数	建物形式	部屋タイプ	地区	街区	空き戸数	完成予定時期
1人~	集合住宅	S(2K)	志津川東	5街区	3	平成28年10月~12月
			志津川中央	1街区	4	平成29年1月~3月
				2街区	1	平成29年1月~3月
		M(2DK)	志津川東	4街区	4	平成28年10月~12月
			志津川中央	1街区	2	平成29年1月~3月
				2街区	2	平成29年1月~3月
2人~		F(3DK)	志津川中央	1街区	6	平成29年1月~3月
				2街区	5	平成29年1月~3月
			志津川西	3街区	2	平成28年10月~12月
				4人~	戸建住宅	L(3DK)
志津川中央	3街区	3	平成28年10月~12月			

※住宅の位置の詳細等はパンフレットをご確認ください。

※入居は完成後1~2ヶ月後の予定です。

◇入居申込資格【新規・変更 共通】

次の(1)及び(2)の両方を満たす方が、南三陸町の災害公営住宅に申し込むことができます。

- (1)東日本大震災により滅失した住宅に居住していた方
 震災時に居住していた持家または賃貸住宅が以下のいずれかに該当する場合。
 ①全壊、全焼または全流出の場合。
 ②大規模半壊・半壊の住宅を取り壊した場合または取り壊すことが確実である場合。
- (2)現在住宅に困っていること
 次に該当する方は、災害公営住宅に申し込みできません。
 ①居住できる持家がある方(持家を再建した方、貸家を持っており、そこに居住できる方など)。
 ②すでに公営住宅に入居されている方(ただし、応急仮設住宅として公営住宅に居住している方は申し込みすることができます)。

※申込者(同居予定者を含む)が暴力団員の場合には申し込みはできません。

(ここでいう暴力団員とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警察署に照会する場合があります。)